



高齢雇用継続給付金支給申請 ワンポイント！！

ハローワーク 品川  
雇用継続課

# 通勤交通費 について



お問い合わせの多い、**支給申請時**の通勤費計上の仕方、払い戻しがあつた際の考え方について解説します

ハローワーク商事（株） 月末締 当月25日払

賃 金 台 帳 （令和3年）

営業企画部 品川 公男

支 払 日	1月25日	2月25日	3月25日	4月25日	5月25日	6月25日	7月25日	8月25日	9月25日
対象期間	1/1~31	2/1~28	3/1~31	4/1~30	5/1~31	6/1~30	7/1~31	8/1~31	9/1~30
基本給	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
通勤手当	① 22,540		② 37,950			③ -21,930	④ 1,056	④ 528	④ 1,584
残高									
住宅手当									
総支給額	222,540	200,000	237,950	200,000	200,000	178,070	201,056	200,528	201,584

## 品川 公男さん のケース



- ① 1月25日払の給与で通勤手当が支給された(1~3月の3ヶ月分)
- ② 3月25日払の給与で通勤手当が前払いに変更になった(4~9月の6ヶ月分)
- ③ 6/1~在宅ワークになったため、6/25払の給与で払戻し分の精算があつた(6~9月の4ヶ月分)
- ④ 6/1以降は通勤にかかつた実費分が翌月に支給されることになった。



## 各支給対象年月に計上する交通費



支給対象年月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
通勤手当① 22,540円÷3ヶ月	7,513	7,513	7,514	端数は最後の月分に加算					
通勤手当② 37,950円÷6ヶ月			6,325	6,325	6,325	6,325	6,325	6,325	
通勤手当③ -21,930円÷4ヶ月						-5,482	-5,482	-5,482	-5,484
通勤手当④							1,056	528	1,584
各月の交通費	7,513	7,513	13,839	6,325	6,325	843	1,899	1,371	-3,900

通勤手当②は、4月から9月を対象としたものですが、支払いのあつた月以降の各月に割り振って計上するので、この場合は3月から6ヶ月計上します。

精算があつた場合も、精算があつた月以降、各月に割り振ります

## 品川公男さんの 8月、9分支給申請 〈記載例〉

第101条の7関係）（第1画）  
高齢雇用継続給付支給申請書  
（第2面の注意事項をよく読んでから記入してください。）

給付金の種類  (1) 基本給付金  (2) 高齢給付金

1. 被保険者番号

2. 資格取得年月日

3. 前保険者氏名

4. 支給対象年月その1  
5 0 3 0 8

5. 4月の支給対象年月に支払われた賃金額  
2 0 1 3 7 1

6. 賃金の減額 あり 日数 0

7. みなし賃金額

8. 支給対象年月その2  
5 0 3 0 9

9. 8月の支給対象年月に支払われた賃金額  
1 9 6 1 0 0

10. 賃金の減額

「支給申請書」と「賃金証明書」では取り扱いが違うので注意してください

ご不明な点は  
ハローワーク品川 雇用継続課へ  
お問い合わせ下さい  
TEL: 03 - 5418 - 7308 (ダイヤルイン)

※9月の通勤手当はマイナスですが、「みなし賃金額」の対象にはなりません

